

平成28年

第1回市議会定例会 議案第32号

函館市建築審査会条例の一部改正について

函館市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市建築審査会条例の一部を改正する条例

函館市建築審査会条例（昭和26年函館市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期等）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正等に伴い、建築審査会の委員の任期等に関する規定を整備するため